

## 射水市公共交通検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 射水市公共交通プランを指針とし、実現可能な公共交通施策の推進を図るため、射水市公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) コミュニティバスに関すること。
- (2) デマンドタクシーに関すること。
- (3) あいの風とやま鉄道及び万葉線に関すること。
- (4) その他公共交通に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて市長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民環境部生活安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。